

鳥取県告示第550号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
医療法人イズモト歯科医院	鳥取市職人町25	平成22年11月1日
伏塚歯科医院	鳥取市茶町420	平成23年9月1日
医療法人清生会谷口病院附属診療所東伯サテライト	東伯郡琴浦町大字浦安140-10	平成23年9月5日

2 指定訪問看護事業者

名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
株式会社ホッと・ケア24	米子市両三柳323-1	訪問看護ステーションホッと・ナース24	米子市両三柳323-1	平成23年9月1日